

## 化学物質管理に関する海外の規制との比較

規制対象	日本	EU	英国	アメリカ	ILO
根拠法等	・労働安全衛生法	・CLP 規則 ・REACH 規則 ・化学的因子からの労働者の保護に関する指令	・The Chemicals (Hazard Information and Packaging for Supply) Regulations ・The Control of Substances Hazardous to Health Regulations 他(注)	・労働安全衛生法 (Occupational Safety and Health Act) ・有害物質管理法 (Toxic Substances Control Act) ・Hazard Communication Standard(HCS)	・職場における化学物質の使用の安全に関する条約(第170号条約) ・職場における化学物質の使用の安全に関する勧告(第177号勧告)
危険有害性情報の伝達(ラベル)	・一部の化学物質について義務(104物質) ・その他の危険有害物については努力義務	・全ての危険有害物が対象	・全ての危険有害物が対象	・全ての危険有害物が対象	・全ての危険有害物が対象
危険有害性情報の伝達(SDS)	・一部の化学物質について義務(640物質) ・その他の危険有害物については努力義務	・全ての危険有害物が対象	・全ての危険有害物が対象	・全ての危険有害物が対象	・全ての危険有害物が対象
リスクアセスメント	・全ての化学物質について努力義務	・全ての化学物質について義務	・全ての化学物質について義務	(明示的なリスクアセスメントの規定なし)	・職場において化学物質を使用することにより生ずる危険性を評価
一般原則	・有害原因の除去、発散の抑制等、保護具の備付け等 ※措置の優先順位等の規定なし	・リスクの除去又は低減 ・物質又はプロセスの代替のほか、措置の優先順位は、工学的措置、換気等、保護具とすること。	・リスクの除去又は低減 ・物質又はプロセスの代替のほか、措置の優先順位は、工学的措置、換気等、保護具とすること。	・措置の優先順位は、工学的対策等、保護具その他の措置とすること。専門家の判断に基づくこと。	・物質又はプロセスの代替化、発散の抑制、保護具等 ※措置の優先順位等の規定なし
労働者への周知・教育	・SDS 交付義務対象について通知内容の周知義務 ・すべての化学物質について教育の義務	・全ての危険有害物について周知及び教育の義務	・全ての危険有害物について周知及び教育の義務	・全ての危険有害物について周知及び教育の義務	・全ての危険有害物について周知及び教育の義務
特別管理	・製造禁止(石綿等8物質) ・製造許可(PCB等7物質) ・特別規則による管理(発散抑制、特殊健康診断、測定等)(約100物質)	・製造等禁止(4物質) ・特別規定による管理(3物質) ・上市等制限(63物質(製造等禁止4物質を含む)) ・上市等許可(22物質) ・許容濃度未満の管理(約120物質)	・製造等禁止(13群)(一部の用途のみが制限されている場合も含む) ※その他流通等規制は、EU参照	・製造等禁止(4物質) ・特別規定による管理(32物質) ・許容濃度未満の管理(約500物質)	・石綿条約等により製造等禁止を規定

注:「他」とは、The Environmental Protection (Controls on Dangerous Substances) Regulations、The Control of Asbestos Regulations など